

南風原町放課後児童クラブ施設整備・運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本町では、放課後児童クラブの利用ニーズの増加に対応するため、指定区域内の民間施設（空き家・アパート等）にて新たに放課後児童健全育成事業を実施する事業者の募集及び最適な運営事業者の選定を目的とする。

2. 事業内容

本要領で定める条件等を満たす自己所有物件または自らで確保した賃借物件を、必要に応じて自身で改修及び修繕することにより、放課後児童クラブを施設を整備し、放課後児童健全育成事業として運営する。

3. 応募要件

応募者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、南風原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第17号)（以下「条例」という。）その他関係法令を遵守して適正に運営ができる者。
- (2) 令和7年度内に放課後児童クラブ施設整備の完了、及び必要数職員を確保し、令和8年4月1日に放課後児童健全育成事業として児童の受入を開始することが可能である者。
- (3) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な物件を確保することができる者。
- (4) 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な整備費や消耗品等を購入する資金、及び毎年度の運営費に関し本町より補助金の交付を受けるまでに必要な資金の調達が可能である者。
- (5) 納付すべき税を滞納していない者。
- (6) 政治または宗教活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

4. 開所予定の放課後児童クラブ数

1 支援

5. 施設条件

- (1) 南風原町立津嘉山小学校区域内で設置すること。
- (2) 施設整備にあたり、条例を遵守すること。
- (3) 建築基準法に基づく用途変更の手続きが必要な場合にあつては、用途変更の手続きを完了させること。
- (4) 消防法の定める基準に適合する施設とすること。
- (5) 敷地内または近隣に公園等の遊び場が確保できること。
- (6) 近隣住民との良好な関係が確保できること。

※当公募に応募する予定であることを、設置場所に属する自治会及び近隣住民に説明し、その経緯等を事業計画に記載して提出すること。

6. 運営の条件

- (1) 開所時期：令和8年4月1日
- (2) 定員：20人以上、45人以下とする。
- (3) 開所日、開所時間、職員配置等運営に関する基準について、条例を遵守すること。

7. 施設整備及び運営の補助金

(1) 施設整備経費に係る補助

事業を実施するため、既存建物の改修等に要した費用については、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「南風原町学童クラブ補助金交付要綱」に基づき、12,600,000円を基準額（1施設あたりの補助上限額）として補助する。ただし、国、沖縄県及び本町の予算成立状況によって交付の可否が決定されるものとする。また、事業実施のために事業者が建物を新築する整備方法も可能であるが、施設整備の補助金対象とはならないため留意すること。※改修等の補助金交付に関し、建物構造の変更や事業目的に合致しない改修等内容は補助金対象外となるので留意すること。また、整備内容により基準額が変更になる場合がある。

(2) 運営経費に係る補助

開所後（令和8年度）の運営費は、「南風原町学童クラブ補助金交付要綱」に基づき町より交付する。

(3) 補助金支払時期

施設整備にかかる補助金の支払時期は、協議の上決定する。また、運営に関する補助金の支払時期は、年度当初から4回に分けて概算払いを行い、年度終了後に精算を行う。

8. 質問受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年7月10日（木）正午まで
- (2) 提出方法：質問書【様式7】により、下部記載の担当者宛てに電子メールで提出すること。
- (3) 回答日：令和7年7月14日（月）
- (4) 回答方法：南風原町公式ホームページに掲載

9. 応募受付

- (1) 提出期限：令和7年7月31日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出方法：事前に担当へメール等により連絡の上、提出書類を持参によること。提出先：南風原町役場民生部こども課 平良（役場1階）
- (3) 提出書類
以下必要書類を、A4版に統一し、ファイル等にそれぞれ綴ったものを6部（原本1部・副本5部）提出すること。

【様式1】 応募申請書

【様式2】 事業者概要書

- （添付書類）様式2ーア法人登記事項証明書（法人のみ）
- （添付書類）様式2ーイ定款（法人のみ）
- （添付書類）様式2ーウ代表者及び施設管理予定者（クラブ長）の履歴書
- （添付書類）様式2ーエ納税証明書等の写し（3か月以内発行のもの）
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出すること。

【様式3ー1・3ー2・3ー3】 事業計画書

- （添付書類）様式3ーア整備予定施設の案内図（小学校からの通所、公園までのルート及び避難施設までのルートを示すこと）
- （添付書類）様式3ーイ整備予定施設の平面図（配置と各部屋面積記載）
- （添付書類）様式3ーウ整備予定施設の確保状況が確認出来る資料
※仮契約書のほか、新たに整備する場合は整備内容がわかるもの、既に所有する物件がある場合は土地・建物の登記全部事項証明書
- （添付書類）様式3ーエ整備予定場所の現況写真
- （添付書類）様式3ーオ整備スケジュール（各種許可・工期記載）

【様式4】 職員配置計画書

【様式5】 資金計画書

- （添付書類）様式5ーア整備に係る見積書

【様式6】 資金収支予算書

10. 事業実施者の選定

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類内容について、あらかじめ定めた別紙の審査基準に従い、選定委員の評価点数上位3者を二次審査の対象とする。結果については応募事業者へ通知する。ただし、応募者が3者以下の場合は、一次審査を省略し、書類及びプレゼンテーションによる最終審査を実施するものとする。

(2) 二次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

一次審査により選考された者は、事業に関してのプレゼンテーションを実施し、選定委員会による審査を経て事業実施候補者を選定する。

(3) プレゼンテーション概要

- ・応募者のプレゼンテーションの持ち時間は10分とし、その後に質疑応答を開始する。また、開始から30分を経過した時点で質疑応答が継続している場合は、その時点で質疑応答を終了する。
- ・プレゼンテーションの内容は、自身が提案する放課後児童クラブ施設整備及び運営に関するものであれば自由とする。
- ・プレゼンテーションにおいてプロジェクター、スクリーンを使用する場合、本町で用意するため、事前に担当者まで連絡すること。なお、プレゼン資料やプロジェクターに接続するパソコン等については応募者で用意すること。

実施日：令和7年8月18日(月) 午後予定

実施場所：南風原町役場庁舎 3階庁議室

出席者：3名以内とし、選定委員の質疑に対応可能な者が出席すること。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果については、対象者に対して通知するとともに、南風原町ホームページにて事業実施候補者を公表する。

11. その他

(1) スケジュール

項 目	日 程
受付開始	令和7年7月1日(火)
質問書提出期限	令和7年7月10日(木)
応募受付締切	令和7年7月31日(木)
一次審査結果通知	令和7年8月14日(木)までに実施
二次審査実施日	令和7年8月18日(月)

最終選定結果の通知・公表	令和7年8月下旬
--------------	----------

- (2) 応募に関して要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (3) 応募者若しくは提出された資料が、以下のいずれかに該当する場合はその応募を失格とする。
 - ア 提出方法、提出先、受付期間等が本要領の定めに適合しないもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ その他、申請等に関し不正な行為があったと町長が認めた場合
- (4) 提出資料の取扱い
 - ア 提出された資料は、返却しない。
 - イ 提出された資料の著作権は提出者に帰属するものとし、応募者の同意を得た場合を除き公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、南風原町情報公開条例に基づき公開することがある。
 - ウ 本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 審査の結果、事業実施候補者として選考され、運営事業者として確定した場合であっても、提出された提案内容どおりの施設整備・運営ができないことが明らかになった場合は、当事業者の選考の取り消し及び町が支出した補助金を返還させるものとする。また、その場合二次審査における次順位の者を新たに事業実施候補者とする。
- (6) 事業を実施するために締結する工事等の契約については、3者以上の見積合わせ、または本町契約規則に準じた入札の方法により請負業者を選定すること。

12. 担当部署（提出・問い合わせ先）

南風原町役場 民生部 こども課 担当：平良

沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地

T E L : 098-889-7028

メール：chaku_y@town.haebaru.lg.jp

別紙：審査基準

一次審査（書類審査）

評価項目	評価内容	配点
事業実施基盤	こどもや保護者が安心して支援を享受し続けることができるか、資金計画、施設及び設備内容について評価する。	40
育成支援	こどもの健全な育成と遊び、及び生活の支援として、安全対策、危機管理等を含めた育成支援内容について評価する。	30
人材確保・育成	こどもの育成支援の充実を図るため、職員の配置計画や資質向上について評価する。	30
計		100

二次審査（プレゼンテーション審査）

評価項目	評価内容	配点
事業者の理念	こどもの最善の利益を考慮した育成支援、放課後児童クラブとしての社会的責任の考え方について評価する。	50
適格性	提案内容や質疑に対する回答について総合的に評価する。	50
計		100

※一次・二次審査ともに選定委員5人の評価点数を合計した点数で順位付けを行う。（各審査500点満点とし、一次審査の評価点数は二次審査へ持ち越さない。）

※合計得点が同点となった場合、委員全員による投票により、票を多く得た者を上位者とする。